

首都大学東京 子ども・若者貧困研究センター

日本版子どもの剥奪指標の開発

Working Paper Series Vol.1

阿部 彩

2018年5月10日

この Working Paper の内容は著者によるものであり、当センターおよび首都大学東京の見解を反映したものではありません。なお、一部といえども無断で引用、再録することを禁じます。

子ども・若者貧困研究センター



日本版子どもの剥奪指標の開発¹

阿部 彩

(首都大学東京 子ども・若者貧困研究センター)

1. 背景

周知のように、平成25(2013)年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、その翌年の平成26(2014)年8月には「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定された。大綱においては、子どもの貧困の「関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するため」として、25の指標からなる子どもの貧困指標(群)が定められた。大綱は、5年毎に見直されることとなっており、内閣府は2017年度に指標についての見直しを行っている(内閣府「子供の貧困に関する指標の見直しにあたっての方向性について」2017年3月31日公表)。2014年の大綱制定時の指標と、改定後の指標は参考資料1を参照されたい。

2013年の25の指標は、既存の公的データから選出されたこともあり、さまざまな問題が指摘された(子どもの貧困指標検討チーム 2015)。その一つが、25の指標の多くが、教育に関するものに偏っており、貧困の根幹にある金銭的な困窮と生活困難を表す指標が少ないことである。25の中で最もその役割を担っているのが相対的貧困率であるが、相対的貧困率はフローの所得データのみを用いて算出されるため、必ずしも、その世帯の生活水準を完璧に表すことができない。例えば、持ち家がある世帯と、賃貸の世帯においては、所得が同じであっても生活水準は異なる。また、貯蓄がある世帯においては、所得が低くても、貯蓄を取り崩して生活水準を保つことが可能である。このような所得データによる貧困指標を補完するものが剥奪指標(deprivation scale)である²。剥奪指標は、「1日3回の食事を食べることができるか」、「自転車を持っているか」など、その人が享受している生活の質を直接訪ね、充足されていない項目数を足し上げる方法であり、所得データの短所を補完する指標として有効な測定方法である。イギリスのピーター・タウンゼンドが開発し(Townsend 1979)、相対的剥奪指標(relative deprivation scale)、物質的剥奪指標(material deprivation scale)などの名前でも知られている。ヨーロッパ諸国を中心とした先進諸国においては、所得データによる相対的貧困率と並び、貧困指標として普及しており、EU、OECDなどの国際機関に加え、EU加盟国の大多数が公的貧困指標として採用している(阿部他 2013)。

2017年度の指標の見直しにおいて、内閣府は剥奪指標も検討の対象としており、内閣府「子供の貧困に関する指標の見直しにあたっての方向性について」においても全6ページ中の1ページを用いてその検討状況を説明している。しかしながら、最終的には、「物質的剥奪指標(必需的な財・サービスの保有・利用状況から貧困を捉える集計的な指標)については、中期的な課題として引き続き研究を行う」(内閣府 2017)と結論づけており、新しい指標群に加えられることはなかった。

2. 子どもの剥奪指標の必要性

しかしながら、日本において、子どもの剥奪指標を開発することは喫緊の課題である。その理由は以下である。まず、「子どもの貧困対策法」は、自治体にも子どもの貧困の実態調査をすることを求めており³、多数の自治体が続々と調査を実施および計画しているが、自治体調査や研究者が行う調査にて所得デ

¹ 本研究は首都大学東京子ども・若者貧困研究センターが平成29年度に東京都から委託を受けた「子供の貧困に関する調査研究等委託」の一環として行ったものである。

² 所得データによる貧困指標と剥奪指標の利点・欠点を論じたものとして阿部他(2013)を参照されたい。

³ 「国及び地方公共団体は、子どもの貧困対策を適正に策定し、及び実施するため、子どもの貧困に関する調査及び研究その他の必要な施策を講ずるものとする」(第十四条)

一々による低所得率(=相対的貧困率)を精緻に計算することは不可能に近いからである。厚生労働省や総務省が行う大規模な公的調査においては、調査員を派遣し、また、所得データだけのために調査票を何ページも費している。例えば、元も頻繁に貧困率の計算に用いられている厚生労働省「国民生活基礎調査」においては、①所得・貯蓄を得るだけのために別の調査票を用いている、②勤労所得だけでなく、社会保障給付(年金、児童手当、児童扶養手当、生活保護など)や税金(所得税、住民税、固定資産税など)、社会保険料(厚生年金保険料、国民年金保険料、健康保険保険料、国民健康保険保険料、介護保険料、雇用保険料など)を別々に詳細に訪ねている、③世帯員全員からこれら詳細な所得情報を得ている。近年、自治体や学会において子どもの貧困に関する調査が盛んに行われるようになったものの、このような精緻な所得データを得るだけのために調査票のページを使うことは不可能であり、また、回答者の負担が多くなるため欠損値も増えてくる。そのため、大多数の自治体においては、所得変数をカテゴリー値(〇〇円～△△円に□をつけるといった形態の設問)で取らざるを得ない。また、調査の対象者が子どもの保護者であるため、世帯内の全員(例えば、同居する祖父母など)の所得を把握することは不可能である。さらに、自分自身であっても、多くの場合、市民の多くは、自分の勤労所得やささまざまな社会保障給付、ましてや、所得税や社会保険料の金額を把握していない⁴。これを考慮すると、より簡易に、かつ、正確に世帯の生活水準を測定することができる調査手法は必須である。

剥奪指標は、「(〇〇)を持っていますか?」「行きたい時に病院に行くことができますか?」など、生活の実態を直接訪ねており、これらの質問は比較的正確に、かつ、回答者が何かの情報源(例えば、所得の場合は源泉徴収票や銀行の通帳など)に戻らなくても回答することができる。そのため欠損値が、所得変数より少なく、また、より正確である。そのため、剥奪指標は、自治体や研究者が行う質問紙調査にても、計測することが可能な貧困指標として、有効性が高い。

もう一つの理由が、所得は生活水準を保つためのリソース(資源)であり、「これくらいのリソースがあればこれくらいの生活水準であろう」と予測をするものである。世帯の生活水準と所得はおおむね相関すると考えられるが、世帯の資源は所得のみではないため(例えば、親族からの支援や自治体などからの現物・サービス給付⁵)、所得データのみからの「予測」の正確さには制約がある。また、所得による貧困率の推計は、世帯内の各世帯員の生活水準が同じであると仮定をしているが、世帯内の子どもの生活水準と、世帯全体の生活水準は異なる場合がある。最も予想されるのは、世帯全体の生活水準が低くても、親が、子どもの生活だけは守ろうと努力することにより、子どもの生活水準は低くないことというケースである。また、ネグレクトなど児童虐待のケースにおいては、この逆の場合もあるであろう。このようなケースであっても子どもの生活水準が図れることは、一般的な剥奪指標の利点であり、日本における子どもの剥奪指標の開発が急がれる大きな理由である。

最後の理由が、現代の貧困は複合的であり、子どもの発達という観点からは、子どもの生活の質そのものを測る視点が重要であることである。子どもの生活の「質」の計測の際には、将来の労働力への投資としての観点だけでなく、子ども自身の子ども期の間のウェル・ビーイングや幸福度の観点が含まれているべきであろう。国連「子供の権利条約」では、「子どもの権利」として「生きる権利」「教育の権利」のみならず、「休み、遊ぶ権利」⁶が定められており、日本は本条約に 1994 年に批准している。「教育」が将来の生活

⁴ 実際に本稿で用いる東京都「子供の生活実態調査」においても、例えば、小学5年生の親に児童手当の金額を聞いたところ明かな異常値(例えば、1000円など制度上あり得ない数値)が過半数を占めていた。

⁵ 例を言えば、子どもの医療費の自己負担分を軽減している自治体においては、その分、子どものある世帯の生活水準が高くなっているはずである。

⁶ (国連 子どもの権利条約 第31条)

への投資なのであれば、「休み、遊ぶ」ことは、子ども期現在の生活の質を高めることであろう。

日本の子どもの生活を見ると、その中には、さまざまな体験活動(身体を動かす、海や山に行く、芸術に触れる、など)や、友人関係を保つもの(おもちゃや自転車、友人と遊びに行く、友だちと買い食いする、ファミレスに行く、など)、家族との思い出(家族旅行や誕生日・正月のお祝いなど)が含まれており、これらが子供自身のウェル・ビーイングに大きく左右すると考えられる。所得は、これらを保つためのリソースであり、実際に、これらの項目の充足度と所得は関連があるが、剥奪指標は、より直接的に、これらの項目を一つ一つピックアップして反映することができる。

3. 子どもの貧困の3つの側面

本稿で用いる東京都「子供の生活実態調査」は、このような問題意識により、調査票の設計段階において、子どもの剥奪指標を構築することができるように設計された。具体的には、調査票は、子どもの貧困を3つの側面から把握しようとしている。それぞれを以下に説明する。

(1) 子どもの所属する世帯の家計の状況

子どもの生活水準を左右するものとして、まず、子どもの属する世帯の家計の状況が挙げられる。住居費、食費、衣服費、光熱費などの生活費が十分でない状況は、子どもの基礎的な生活基盤に揺るがす。また、家計の逼迫は、親に大きなストレスをもたらす、家庭内における不和や緊張感が高まり、また、子ども自身も親のストレスからストレスを感じると考えられる。これは、剥奪指標の手法を用いて把握する。

(2) 子どもの生活

子ども自身の生活の質を表すものとして、子どもの所有物や、子ども期に一般的に享受する体験や経験、イベント(誕生日のお祝いなど)、友人との関係を保つものなどが挙げられる。先に述べたように、この側面は世帯全体の生活水準の側面とは異なる可能性もあるため、(1)とは別に測定する必要がある。この側面も、剥奪指標の手法を用いて把握することとした。

(3) 低所得

低所得は、リソースの欠乏であり、将来の生活水準の低下をもたらす、経済的脆弱性(vulnerability)を表すものと考えられる。また、低所得は、一般に用いられている相対的貧困の判断基準でもある。そこで、3つ目の側面として低所得を含めることとした。低所得については、(1)および(2)と関連するものと考えられるものの、必ずしも、低所得が(1)、(2)の低下を表すものではないため、独立した側面として扱うことが適当である。低所得の把握は、OECD 手法による相対的貧困率の測定方法を用いた。

4. データ

(1) 調査の概要

本稿で用いるデータは、東京都が首都大学東京 子ども・若者貧困研究センターに委託して行った「東京都子どもの生活実態調査」である。本調査は、東京都の4つの自治体(日野市、調布市、豊島区、墨

締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童がその年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利を認める。

締約国は、児童が文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重しかつ促進するものとし、文化的及び芸術的な活動並びにレクリエーション及び余暇の活動のための適当かつ平等な機会の提供を奨励する。

田区)におけるすべての小学5年生、中学2年生、16-17 歳の子どもおよび保護者を対象に行ったものである⁷。住民基本台帳から子どもの誕生年月をもとに該当学年にあたる全ての子どもを抽出し、子ども本人(3 学年合計でおおよそ 20,000 人)およびその保護者宛に調査票が郵送された。調査票は、対象者の子ども本人が記入する「子ども票」と保護者が記入する「保護者票」の二つから成り、それぞれに別々に回答者によって封印され、2つを一つの返信用封筒に封入して返送された。同じ封筒に入った票は、同じ世帯とみなし、親子ペアを判別した。

郵送は、2016 年 8 月に行われ、約 1 か月の期間を設けて返送された。有効回答率は 42.0%(子ども票)、42.3%(保護者票)である。

図表 1 有効回答数(上段)及び有効回答率(下段)

	子ども票	保護者票	(うち)親子のマッチング ができた票
全年齢層	8,367	8,429	8,265
	42.0%	42.3%	41.5%
小学 5 年生	2,861	2,863	2,824
	45.4%	45.5%	44.9%
中学 2 年生	2,901	2,917	2,865
	42.8%	43.0%	42.2%
16-17 歳	2,605	2,649	2,576
	38.0%	38.7%	37.6%

出所:東京都(2017)

(2)剥奪項目

剥奪指標の作成に用いられる変数の候補は、子ども票および保護者票の両方に含まれる。設問の設計は、Townsend(1979)のオリジナルの相対的剥奪指標を Mack & Lansley(1985)が改良した方法に基づいており、近年の欧州連合(EU)やイギリス(Gordon 2000, 2006)、アイルランド(Nolan & Whelan 1996, 2012)、ニュージーランド(阿部 2013)による公的および研究者らによる手法を周到している。具体的には、以下の設問から剥奪項目を選出している。

子ども票からは、以下の設問を用いている。項目のリストについては、表1.1 を参照されたい：

問24 あなたには、自分が使(つか)うことができる、以下(いか)のものがありますか。ある場合(ばあい)は「1 ある」に○をつけてください。ない場合は、それがほしいものであれば「2 ほしい」、いらなと思うものであれば「3 ほしくない」に○をつけてください。

1. 自分だけの本(学校の教科書やマンガはのぞく)
2. …… 以下、14 項目

Mack & Lansley(1985)による剥奪指標の改善は、ただ単に物品を所有していないということ(物品の欠如)は剥奪とは限らないとして、選好によってそれを所有していない場合(preferential lack)と強制されて所有

⁷ なお、本調査は首都大学東京の研究安全倫理審査委員会の承認を得ている。

していない場合(Enforced lack)を区別できるようにしたことである。本調査においても、この方式を用いており、選択肢2と選択肢3の二つの非所有の選択肢を設け、このうち強制による非所有を表す選択肢2の場合を剥奪であると判別する。

保護者票からは、3つの設問から剥奪項目の候補を選択した。三つ目の設問については、一般的に持つことが「当たり前」とされている項目のみの設問なので、選好による非所有を想定しておらず、「ない、ある」の2値の選択肢としている。

問26 過去1年間において、あなたのご家庭では、お子さんと次のような体験をしましたか[ある, ない(金銭的な理由で)、ない(時間の制約で)、ない(その他の理由で)]

- 1 海水浴に行く
- 2 博物館・科学館・美術館などに行く
- 3 ……以下、全5項目

問34 あなたのご家庭では、お子さんに次のことをしていますか。[している, 経済的にできない, していない(方針でない)]

1. 毎月お小遣いを渡す
2. 毎年新しい洋服・靴を買う
3. ……以下、全7項目

問35 次のもののうち、経済的理由のためにあなたの世帯にないものはありますか。[ない, ある]

1. 子どもの年齢に合った本
2. 子ども用のスポーツ用品・おもちゃ
3. 子どもが自宅で宿題をすることができる場所

家庭の生活費の逼迫を表す項目については、保護者票の3つの設問(問31、問32、問33)を剥奪項目として検討する。問31と問32は食費と衣服が金銭的な理由で購入できなかった経験、問33は公共料金(電話、電気、ガス、水道)や家賃、住宅ローン、その他の債務の支払いの滞納の経験を聞いている。この3つの設問は、国立社会保障・人口問題研究所が行った「社会保障実態調査」(2007年)と「生活と支え合い調査」(2012年)に行った「生活と支え合い調査」にて用いられた設問と同じ文言であり、阿部(2014)にて一般世帯の剥奪指標としての統計的な妥当性が検討されているものである。阿部(2014)によると、「住宅ローン」以外の項目については剥奪指標として妥当であったが、「住宅ローン」については、いくつかのクライテリアで妥当性を満たしておらず適当でない。また、「その他債務」については、その債務の用途や形態がわからないといった制約がある。そのため、本稿においては、「住宅ローン」と「その他債務」は剥奪項目のリストから除外した。

問31、問32は、5つの回答の選択肢を設けているが、全体における該当する子どもの割合が他の項目とほぼ同じ5%いないとなるよう、下位の2つの選択肢(「よくあった」「時々あった」)を剥奪としてカウントした。

問31 あなたのご家庭では、過去1年の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする食料を買えないことがありましたか [よくあった, 時々あった, まれにあった, まったくなかった]

問32 あなたのご家庭では、過去1年の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする食料を買えないことがありますか [よくあった, 時々あった, まれにあった, まったくなかった]

問33 過去1年の間に、経済的な理由で、以下のA～Gのサービス・料金について、支払えないことがあり

ましたか [あった, なかった, 該当しない]

- 1 電話料金
- 2 電気料金
- 3 ガス料金
- 4 水道料金
- 5 家賃
- [6 住宅ローン
- 7 その他の債務]

5. 貧困との関連性の検討

まず行ったのは選択された項目が、貧困を表す指標として適切かどうかの検討である。そのために、貧困と強い相関があると知られている「低所得」と当該項目の「強制された欠如」とが関連があるかどうかを確認した。その結果が、表 2.1、表 2.2、表 2.3 である。低所得層は、以下の方法で判別を行った。まず、世帯所得は、100 万単位のカテゴリー値の設定となっているため、該当カテゴリーの中央の値を算定し、それに別の設問にて問われている児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、年金、生活保護の1年間の受給額を加算して総世帯所得を求めた。次に、総世帯所得を世帯人数の平方根で除して等価世帯所得を求めた。これは、世帯人数によって同じ総世帯所得であっても生活水準が異なるからである。人数調整することにより、世帯員一人あたりの生活水準を算出することができる。ただし、世帯人数が多くなると多少のスケールメリットが発生すると考えられるため、人数割りでなく、世帯人数の平方根が用いられる。こうして求めた等価世帯所得を、厚生労働省「平成 27 年国民生活基礎調査」から算出される基準値(等価世帯所得の中央値の 50%⁸)と比較し、それを下回る世帯を「低所得世帯」、上回る世帯を「中高所得世帯」とした。その上で、低所得層と中高所得層の子ども別に、各項目の欠如・非欠如の割合を算出し、 χ^2 検定のよって割合の違いの検定を行った。

まず、保護者票から得られた子どもの生活に係わる項目については(表 2.1)、すべての項目にて、低所得層の欠如率と中高所得層の欠如率には統計的に有意な差が見られた。例えば、「海水浴に行く」については、小学5年生では中高所得層では 2.3%の欠如率であるが、低所得層では 8.2%となっている。差が一番少なかったのは、小学5年生における「お誕生日のお祝いをする」であるが(中高所得層=0.4%、低所得層 1.2%)、中学2年生、16-17 歳の同項目については差が大きくなっている。このことから、ここに挙げた 15 の項目については、概ね、低所得と関連があると考えられる。

次に、同じく子どもの生活に係わる項目であるが、今度は、すべて子ども票から得たデータである(表 2.2)。表 2.1 と異なり、表 2.2 においては、差がある項目に限られている。小学 5 年生では、「自分だけの本」「携帯電話・スマートフォン」「2足以上のサイズのあった靴」、中学2年生については、「子供部屋」「インターネットにつながるパソコン」「自宅で宿題をすることができる場所」「おやつやちょっとしたおもちゃを買うおこづか」「2足以上のサイズのあった靴」「携帯電話・スマートフォン」、16-17 歳では「インターネットにつながるパソコン」「自分の部屋」「友人と遊びに出かけるお金」「自分に投資するお金(自己啓発本、職業訓練コースなど)」は統計的に有意な差があるが他の項目にはない。この理由の一つが、子どもは大人よりも自分が得ることが出来ないものについては、それを欲しいという欲求自体を抑制してしまう(Adaptive preference)傾向があるからと考えられる。すなわち、絶対に手に入らない物品や生活水準については、「そんなものいらない」と自分自身を説得してしまうという意識の変革を無意識に選択している可能性であ

⁸ 平成 27 年度は、総世帯の世帯所得の中央値(427 万円)を平均世帯人数の平方根で除した値の 50%は 135.3 万円であった。

る(Hallerod2006)⁹。本稿においては、「ない(欲しくない)」の選択肢を選んだ場合は、それを「強制された欠如」とみなしていないため、adaptive preference が強く発揮されている場合においては、剥奪率が正確ではなくなる可能性が高い。

所得階層による差が統計的に有意である項目数が少ないこと、特に子どもにおいて adaptive preference の可能性が強いことを踏まえ、本調査においては、子ども票からのデータは、剥奪指標の構築には適さないと判断した。

次に、表 2.3 では、家計の逼迫の7項目と所得階層の関連を見てみたものである。ここからも明らかのように、すべての項目において所得と強い関連があり、低所得層では中高所得層に比べ、電話、電気、ガス、水道、家賃の滞納および食費、衣料費の困窮が起こる割合が高くなっている。この結果は、阿部(2014)の結果と一致している。また、阿部(2014)と同様に、住宅ローンについては、所得階層による差が有意でなかったことも付け添えておく(表外)。

6. 指標の作成

前項の検討の結果、二つの剥奪指標を作成した。一つ目が、子どもの生活の剥奪指標である。これには、保護者票から得られるデータを用い、子どもの生活品や経験・体験などの「強制された欠如」を表す15項目のうち欠如している項目数を「子どもの生活・体験の剥奪指標」とした。表 3.1 は、欠けている項目(最小値0、最大値15)の指標の分布である。小学5年生では 77.0%、中学2年生では 72.8%、16-17 歳では 68.0%の子どもは、どの項目も欠如しておらず、指標の値はゼロである。1項目のみ欠如している子どもは、どの年齢層もおおよそ1割である。累積%で見ると、指標が0または1の子どもでおおよそ9割を占める。そこで、「剥奪指標を二値変数とする場合は、3項目をカットオフとし、3項目以上欠けている場合に「剥奪=1」いない場合に「剥奪=0」と定義した。

二つ目の剥奪指標は、家計の逼迫に関する剥奪指標である(表 3.2)。ここでは、項目数が7つであるため、指標は0から7の値をとる。指標の値が0の子ども、すなわち、家計の逼迫に関する7項目にどれも該当しない子どもは、小学5年生で 91.9%、中学2年生で 92.4%、16-17 歳で 92.6%と3学年にて殆どかわらない。ここで約9割の子どもが該当しており、指標が1以上の子どもは約 1 割となっている。そこで、二値変数とする場合は1項目をカットオフとし、1項目以上欠けている場合に「家計に逼迫あり=1」、0の場合に「なし=0」と定義した。

子どもの生活・体験の剥奪指標と、家計の逼迫指標の信頼性を見るために、クロンバックのアルファ値を計算すると、すべて 0.8 を超えており、信頼性が担保されると判断された(表4)。

7. 3軸の統合による総合指標

最後に、この2つの指標に加え、低所得を統合した総合指標を作成した。低所得は、5節の方法で算出されており、子どもの相対的貧困率に相当するものである。結果を、表5に示す。3軸は、それぞれを二値変数化しており、どれか一つの軸の値が突出して大きくなることないように、概ね1割程度の子どもが該当するように設定した。3軸の該当割合を年齢別に見ると、子どもの生活・体験の剥奪指標については、年齢が高くなるほど高くなる傾向があり、16-17 歳では小学5年生の約2倍となっている。これは、子どもの生活品や体験に係わる費用が、子どもの年齢が高い方が高くなるといったことや、必要となるものが高くなるといったことが背景にあると考えられる。家計の逼迫については、若干ではあるが、年齢の低い子どもの

⁹ 本調査データを用いた子どもの adaptive preference の分析は、別稿に行っているので参照されたい(Abe 2017)。

方が高い傾向がある。低所得の割合については、年齢にかかわらず一定となっている。

3の軸を統合してみたところ、3軸すべてに該当する子どもは、どの年齢層であっても、約1～2%とわずかである。しかし、2軸該当する子どもは、約6～7%存在し、一番大きいのが、家計の逼迫と子どもの生活・体験の剥奪の軸の重なりである。1軸のみに該当する子どもは、14～17%存在し、「子どもの生活・体験の欠如のみ」と「低所得のみ」が多くなっている。

そこで、この3つの軸を組み合わせ、2軸以上該当する層を「困窮層」、1軸のみが該当する層を「周辺層」、どれにも該当しない層を「一般層」と名付け、これを「生活困難度」と定義した。それぞれの分布は、表6の通りである。すべての年齢層において、子どもの約8割(小学5年生79.5%、中学2年生78.4%、16-17歳76.0%)は一般層であり、3軸のどれにも該当しない。しかしながら、約6～7%の子どもたちは2軸に該当する「困窮層」、約14～17%が「周辺層」となる。

8. 「生活困難度」の指標としての妥当性

生活困難度の、貧困指標としてのパフォーマンスを見るために、貧困と関係があることがわかっている虫歯の本数(相田・近藤 2007)と学力(耳塚他 2014)について、生活困難度別に集計し、その差について検討を行った。虫歯については、0本、1本、2本以上の3カテゴリー、授業の理解度については「わかる(=「いつもわかる」「だいたいわかる)」、「わからない(=「あまりわからない」「わからないことが多い」「ほとんどわからない)」の2つのカテゴリーとしている。また、生活困難度のパフォーマンスと比べるために、所得階層(「低所得」「中高所得」)別の集計も行う。

表 7.1～7.3 は、虫歯の本数に関する集計である。小学5年生については、所得階層別には統計的に有意な差は検証されない。また、中学2年生、16-17歳については、5%水準と10%水準で有意な差が見られるものの、その差は比較的小さい。虫歯が0本な子どもの割合の差は、低所得層と中所得層の相田では3～4%となっている。しかし、生活困難度別の集計においては、3群の差の検定ではすべて1%水準で有意となっている。2層の差の検定においても、小学5年生と16-17歳においては有意な差が認められる。最も虫歯の本数が顕著なのは、困窮層であり、小学5年生では約28%の子どもが1本以上の虫歯がある。対して、一般層ではこの割合は約14%である(図3.1)。

授業の理解度については、所得階層別においても小5、中2では統計的に有意な差がある。授業がわからない子どもは、低所得層では21.5%であるが、中高所得層では12.4%となっている(小5)。16-17歳では、32.7%と31.3%であり統計的に有意な差ではない。しかし、生活困難度別では、16-17歳も含め、すべての年齢層で有意な差が検証できる。これは、3層で見ても2層で見ても検証できるが、虫歯の本数と同様に、困窮層の授業がわからない子どもの割合が著しく高い。

9. まとめ

本稿では子どもの生活に着目して、子どもの生活困難を表す指標(生活困難度指標)を作成した。指標は、1)家計の逼迫、2)子どもの生活の剥奪、3)低所得の3つの軸の複合(composite)指標である。分析するにあたって、一つの重要な結果は、子ども自身の回答から作成した剥奪項目は、貧困の指標としての妥当性が担保されないことである。これは、子どもの回答が、adaptive preference に影響されやすいといった要因も関係しているであろう。保護者の回答による剥奪指標(家計の逼迫、子どもの生活)については、統計的な妥当性が確認された。

3軸の複合指標として作成された生活困難度指標は、低所得のみの変数よりも困難な状況の子どもをidentifyするのに長けている。生活困難度指標は、比較的簡易な調査票でデータを収集できるため、本指標が今後自治体などにおける子どもの貧困の測定に役立つことが期待される。

【参考文献】

- 相田潤・近藤克則(2007)「歯科疾患における健康格差とその対策」『保健師ジャーナル』63(11), p.1038-1043.
- 阿部彩(2014)「日本における剥奪指標の構築に向けて:相対的貧困率を補完する指標の検討」『季刊社会保障研究』Vol.49, No.4, p.360-371. (2014.3.31)
- 阿部彩(2013)「ニュージーランドにおける剥奪指標の開発」『海外社会保障研究』No.185, pp.27-37. (2013.12.25.)
- 阿部彩他(2013)「先進諸国における貧困指標の状況」厚生労働科学研究費補助金 政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業)「貧困・格差の実態と貧困対策の効果に関する研究 平成 24 年度 総括報告書(別冊)」(研究代表者:阿部彩).
- 阿部彩(2006)「相対的剥奪の実態と分析:日本のマイクロデータを用いた実証研究」社会政策学会編『社会政策における福祉と就労(社会政策学会誌第 16 号)』法律文化社, pp.251-275.
- 阿部彩(2004)「補論「最低限の生活水準」に関する社会的評価」『季刊社会保障研究』第 39 巻第4号、pp.403-414.
- 阿部彩(2002)「貧困から社会的排除へ:指標の開発と現状」『海外社会保障研究』Vol.141, pp.67-80. 2002.12.25.
- Abe, Aya, Junko Takezawa, UNICEF Research Office (2013) Child Well-being in Developed Countries: Comparing Japan, UNICEF Office of Research, Florence.
- Abe, Aya & Saunders, Peter (2009)“Poverty and Deprivation in Young and Old: A Comparative Study of Australia and Japan.” Poverty and Public Policy, Vol.2, Iss.1, Article 5 (2010), pp.67-97.
- Birleson P, Hudson I, Buchanan DG, Wolff S. (1987) “Clinical evaluation of a self-rating scale for depressive disorder in childhood (Depression Self-Rating Scale),” J Child Psychol Psychiatry. 1987 Jan;28(1):43-60.
- http://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/chousa/h28_shihyou/pdf/shihyou_minaoshi.pdf
- Haron, Naama (2014) “Income, material deprivation and social exclusion in Israel,” in Betti, Gianni and Lemmi, Achille (eds.) Poverty and Social Exclusion : New methods of analysis, Routledge: London, p.54-77.
- Gordon, et al. (2000) Poverty and Social Exclusion in Britain, Rowntree Foundation.
- Gordon, David (2006) “The concept and measurement of poverty,” in Pantazis, Gordon and Levitas (2006), p.29-69.
- 子どもの貧困指標検討チーム(2015)「子どもの貧困指標—研究者からの提案—」厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業)「子どもの貧困の実態と指標の構築に関する研究 平成 27 年度総括報告書」.
- Mack, J. and Lansley, S. (1985) Poor Britain, London: George Allen & Unwin.
- Main, Gill and Bradshaw, Jonathan (2012) “A Child Material Deprivation index,” Child Indicators Research, DOI 10.1007/x12187-012-9145-7
- 耳塚寛明・浜野隆ほか(2016)『平成25年度 全国学力・学習状況調査(きめ細かい調査)の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究』お茶の水女子大学.
- 内閣府(2017)「子供の貧困に関する指標の見直しにあたっての方向性について」3/31/2017 発表資料 (last access 5/26/2017)
- Nolan, Brian and Whelan, Christopher T. (1996) *Resources Deprivation and Poverty*, Oxford: Oxford

University Press.

Nolan, Brian and Whelan, Christopher T. (2012) “Using Nonmonetary Deprivation Indicators to Analyze European Poverty and Social Exclusion,” Besharov, Douglas J. & Couch, Kenneth A. eds. *Counting the Poor: New Thinking About European Poverty Measures and Lessons for the United States*, Oxford University Press, p.343–362.

Pantazis, Christina and Gordon, David and Levitas, Ruth (eds) (2006) *Poverty and social exclusion in Britain : The millennium survey*, Bristol: The Policy Press.

Ridge, Tess (2002) *Child poverty and social exclusion*, Bristol: The Policy Press.

東京都 (2017) 『子供の生活実態調査』.

UNICEF (2013) *Child well-being in rich countries: a comparative overview*, Innocenti Report Card 11, Florence: UNICEF Office of Research.

渡部茂(2016)「子どもの貧困と口腔疾患」『公衆衛生』80(7), p.481–485.

【参考資料1】

「子供の貧困対策に関する大綱」に定められた指標

旧指標	改正(案)
<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活保護世帯に属する子供の高等学校等 中退率 ○ 生活保護世帯に属する子供の大学等進学 率 ○ 生活保護世帯に属する子供の就職率 ○ 児童養護施設の子供の進学率及び就職率 ○ ひとり親家庭の子供の就園率(保育所・幼稚 園) ○ ひとり親家庭の子供の進学率及び就職率 ○ スクールソーシャルワーカーの配置人数及び スクールカウンセラーの配置率 ○ 就学援助制度に関する周知状況 ○ 日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を 満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認め られた者の割合(無利子・有利子) ○ ひとり親家庭の親の就業率 ○ 子供の貧困率 ○ 子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧 困率 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ひとり親家庭の子供の就園率(保育所・幼稚 園) ○ 子どもの進学率(生活保護世帯、ひとり親家 庭、児童養護施設) ○ 高等学校中退率(生活保護世帯、全世帯) ○学力に課題のある子どもの割合 ○ 奨学金の貸与を認められた者の割合 ○ 就学援助制度の周知状況 ○ SSW 及び SC の配置 ○ 朝食欠食児童・生徒の割合 ○ 相談相手が欲しいひとり親の割合 ○ 必要な頼れる相手がない人の割合 ○ ひとり親家庭の親の就業率 ○ ひとり親家庭の親の正規雇用の割合 ○ ひとり親家庭で養育費の取り決めをしている割 合 ○ ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子 供の割合 ○ 相対的貧困率

※太字は新規項目

表 1.1 子どもの生活に関する項目

保護者票 15項目	子ども票 14項目
<p>過去1年間において、あなたのご家庭では、お子さんと次のような体験をしましたか[ある、ない(金銭的な理由で)、ない(時間の制約で)、ない(その他の理由で)]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 海水浴に行く 2 博物館・科学館・美術館などに行く 3 キャンプやバーベキューに行く 4 スポーツ観戦や劇場に行く 5 遊園地やテーマパークに行く(*) <p>あなたのご家庭では、お子さんに次のことをしていますか。[している、経済的にできない、していない(方針でない)]</p> <ol style="list-style-type: none"> 6 毎月お小遣いを渡す 7 毎年新しい洋服・靴を買う 8 習い事(音楽、スポーツ、習字等)に通わせる 9 学習塾に通わせる(または家庭教師に来てもらう) 10 お誕生日のお祝いをする 11 1年に1回くらい家族旅行に行く 12 クリスマスのプレゼントや正月のお年玉をあげる <p>次のもののうち、経済的理由のためにあなたの世帯にないものはありますか。[ない、ある]</p> <ol style="list-style-type: none"> 13 子どもの年齢に合った本 14 子ども用のスポーツ用品・おもちゃ 15 子どもが自宅で宿題をすることができる場所 <p>(*)16-17 歳については「友だちと出かけるお金」</p>	<p>小学5年生、中学2年生</p> <p>あなたには、自分が使うことができる、以下のものがありますか。[ある、ない(欲しい)、ない(欲しくない)]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 自分だけの本(学校の教科書やマンガはのぞく) 2. 子ども部屋(きょうだいと使っている場合もふくみます) 3. (自宅で)インターネットにつながるパソコン 4. 自宅で宿題をすることができる場所 5. 自分専用の勉強机 6. スポーツ用品(野球のグローブや、サッカーボールなど) 7. ゲーム機 8. たいていの友だちが持っているおもちゃ 9. 自転車 10. おやつや、ちょっとしたおもちゃを買うおこづかい 11. 友だちが着ているのと同じような服 12. 2足(そく)以上のサイズのあった靴 13. けいたい電話、スマートフォン 14. けいたい音楽プレーヤーなど <p>16-17 歳</p> <p>あなたは、次の物品を持っていますか</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新しい(誰かのお古でない)洋服 2. 最低2足のサイズの合った靴 3. 冬用のダウンジャケット・ダウンコート 4. 自分専用のふとん又はベッド 5. 家の中で勉強ができる場所 6. インターネットにつながるパソコン 7. 電子辞書 8. 自分の部屋 9. 月 5,000 円ほどの、自分で自由に使えるお金 10. スマートフォン 11. 友人と遊びに出かけるお金 12. 自分に投資するお金(自己啓発本、職業訓練コースなど)

(回答の選択肢 [] ボールド字の場合「強制された欠如」と判別)

表 1.2 家計の逼迫を表す項目

(回答の選択肢 [], ボールド字の場合剥奪と判別)

保護者票（家計の逼迫）7項目
過去1年の間に、経済的な理由で、以下のA～Gのサービス・料金について、支払えないことがありましたか あった , なかった, 該当しない]
1 電話料金
2 電気料金
3 ガス料金
4 水道料金
5 家賃
6 あなたのご家庭では、過去1年の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする食料を買えないことがありましたか よくあった , 時々あった , まれにあった, まったくなかった]
7 あなたのご家庭では、過去1年の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする衣料を買えないことがありますか [選択肢は上と同じ]

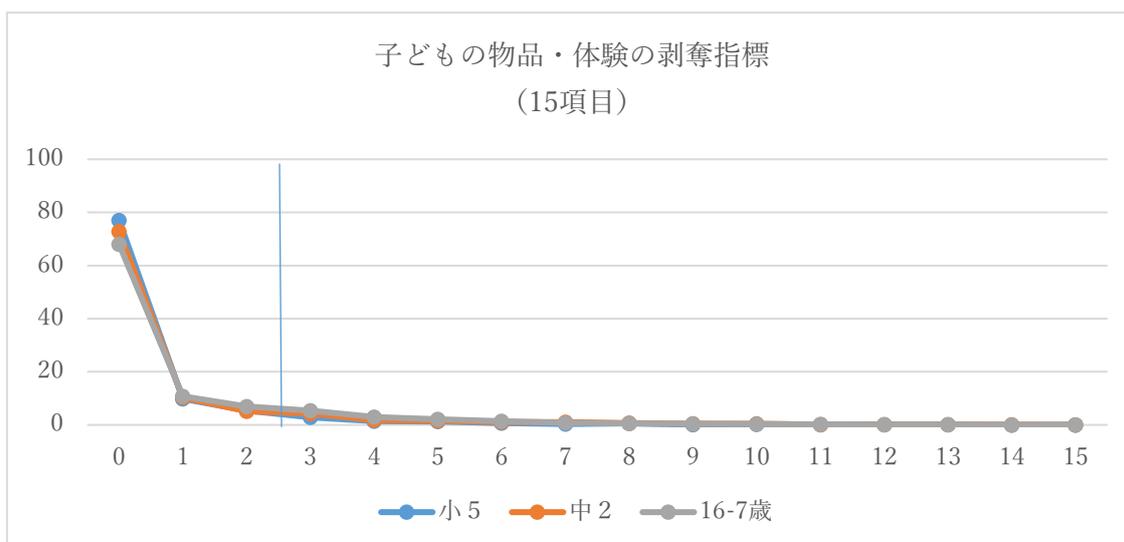
表2.1 所得との関係 (子どもの生活に係わる項目:保護者票)																
	小学5年生					中学2年生					16-7歳					
	中高所得層	低所得層	kai 2	p		中高所得層	低所得層	kai 2	p		中高所得層	低所得層	kai 2	p		
1	海水浴に行く	2.3%	8.2%	28.79	<.0001	***	3.1%	12.7%	50.31	<.0001	***	0.9%	4.8%	21.76	<.0001	***
2	博物館・科学館・美術館などに行く	1.5%	6.6%	30.83	<.0001	***	2.0%	10.3%	54.31	<.0001	***	0.7%	3.9%	18.95	<.0001	***
3	キャンプやバーベキューに行く	2.9%	9.8%	31.47	<.0001	***	3.4%	13.1%	48.96	<.0001	***	1.8%	6.3%	18.02	<.0001	***
4	スポーツ観戦や劇場に行く	3.0%	12.0%	48.39	<.0001	***	4.2%	14.7%	47.21	<.0001	***	1.9%	8.0%	28.83	<.0001	***
5	遊園地やテーマパークに行く	4.0%	9.4%	15.20	<.0001	***	5.5%	17.8%	51.66	<.0001	***	8.3%	12.9%	5.01	0.0252	**
6	毎月おこづかいを渡す	3.1%	6.6%	8.39	0.0038	***	3.5%	15.9%	72.54	<.0001	***	5.7%	17.3%	40.84	<.0001	***
7	毎年新しい洋服・靴を買う	1.9%	6.8%	23.61	<.0001	***	3.1%	11.2%	38.41	<.0001	***	4.0%	11.5%	24.64	<.0001	***
8	習い事(音楽、スポーツ、習字等)に通わせる	4.4%	13.9%	40.76	<.0001	***	11.6%	25.7%	36.99	<.0001	***	16.1%	29.1%	21.99	<.0001	***
9	学習塾に通わせる	12.1%	22.2%	20.89	<.0001	***	11.6%	25.6%	37.44	<.0001	***	17.2%	32.7%	29.63	<.0001	***
10	お誕生日のお祝いをする	0.4%	1.2%	3.55	0.0597	*	0.9%	3.2%	10.20	0.0014	***	1.1%	6.3%	32.78	<.0001	*
11	1年に1回程度家族旅行に行く	10.0%	23.1%	39.55	<.0001	***	13.7%	36.1%	80.73	<.0001	***	17.5%	34.9%	37.00	<.0001	***
12	クリスマスのプレゼントや正月のお年玉をあげる	0.8%	3.9%	19.14	<.0001	***	2.3%	8.3%	27.66	<.0001	***	2.4%	11.9%	52.61	<.0001	***
13	子どもの年齢に合った本	1.5%	4.5%	12.21	0.0005	***	2.7%	7.9%	19.02	<.0001	***	1.9%	4.1%	4.43	0.0353	**
14	子ども用のスポーツ用品	0.6%	5.0%	40.10	<.0001	***	1.1%	3.3%	7.69	0.0056	***	1.5%	4.9%	12.73	0.0004	***
15	子どもが自宅で宿題をすることができる場所	2.4%	7.8%	23.18	<.0001	***	2.5%	7.6%	19.60	<.0001	***	3.2%	8.4%	14.83	0.0001	***

	小学5年生				中学2年生				16-7歳			
	中高所得層	低所得層	kai 2	p	中高所得層	低所得層	kai 2	p	中高所得層	低所得層	kai 2	p
子どもの生活に係わる項目(小5、中2) (子ども票)												
1. 自分だけの本(学校の教科書やマンガはのぞく)	5.8%	8.9%	3.77	0.0523 *	3.6%	4.3%	0.26	0.6085				
2. 子ども部屋(きょうだいと使っている場合もふくみます)	21.0%	23.0%	0.56	0.4539	13.9%	18.9%	4.47	0.0345 **				
3. (自宅)インターネットにつながるパソコン	15.2%	18.8%	2.29	0.1304	13.4%	20.6%	9.27	0.0023 ***				
4. 自宅で宿題をすることができる場所	3.1%	2.9%	0.03	0.8551	3.0%	5.9%	5.90	0.0152 **				
5. 自分専用の勉強机	14.4%	16.8%	1.04	0.308	6.2%	8.9%	2.62	0.1057				
6. スポーツ用品(野球のグローブや、サッカーボールなど)	3.5%	6.7%	5.98	0.0145 **	2.5%	2.5%	0.00	0.9956				
7. ゲーム機	6.1%	6.2%	0.01	0.9337	4.1%	3.2%	0.45	0.5026				
8. たいいの友だちが持っているおもちゃ	11.3%	13.5%	1.03	0.3092	7.6%	7.2%	0.07	0.7931				
9. 自転車	2.2%	3.6%	1.92	0.1662	4.1%	4.4%	0.07	0.7864				
10. おやつや、ちょっとしたおもちゃをかうおこづかい	11.9%	12.1%	0.01	0.9302	8.3%	12.5%	4.72	0.0299 **				
11. 友だちが着ているのと同じような服	4.9%	6.9%	2.09	0.1483	5.5%	4.9%	0.15	0.7026				
12. 2足(そく)以上のサイズのあった靴	4.1%	6.9%	4.51	0.0337 **	4.3%	6.7%	2.89	0.0894 *				
13. けいたい電話、スマートフォン	31.4%	32.0%	0.04	0.8345	18.4%	22.8%	2.87	0.0903 *				
けいたい音楽プレーヤーなど	38.2%	37.7%	0.02	0.8797	23.8%	24.9%	0.13	0.7162				
子どもの生活に係わる項目(16-17歳) (子ども票)												
1. 新しい(誰かのお古でない)洋服									1.7%	1.4%	0.14	0.7115
2. 最低2足のサイズの合った靴									1.6%	0.9%	0.59	0.4436
3. 冬用のダウンジャケット・ダウンコート									2.4%	3.2%	0.61	0.4359
4. 自分専用のふとん又はベッド									1.8%	2.3%	0.32	0.5745
5. 家の中で勉強ができる場所									3.5%	5.4%	1.94	0.1642
6. インターネットにつながるパソコン									16.7%	21.3%	3.01	0.0827 *
7. 電子辞書									12.5%	14.1%	0.47	0.491
8. 自分の部屋									16.2%	27.8%	18.59	<.0001 ***
9. 月5,000円ほどの、自分で自由に使えるお金									17.7%	18.4%	0.07	0.7889
10. スマートフォン									4.0%	4.2%	0.03	0.87
11. 友人と遊びに出かけるお金									8.1%	12.7%	5.61	0.0179 **
12. 自分に投資するお金(自己啓発本、職業訓練コースな									19.7%	25.7%	4.50	0.0338 **

表2.3 所得との関係 (家計の逼迫に関する項目)															
	小学5年生					中学2年生					16-7歳				
	中高所得層	低所得層	kai 2	p		中高所得層	低所得層	kai 2	p		中高所得層	低所得層	kai 2	p	
電話料金の滞納	2.1%	10.1%	50.17	<.0001	***	2.0%	9.2%	41.62	<.0001	***	2.3%	6.9%	15.16	<.0001	***
電気料金の滞納	2.1%	8.2%	31.77	<.0001	***	1.8%	6.7%	23.70	<.0001	***	2.6%	7.4%	14.92	0.0001	***
ガス料金の滞納	2.1%	7.3%	24.77	<.0001	***	1.7%	6.3%	22.83	<.0001	***	2.4%	6.0%	9.17	0.0025	***
水道料金の滞納	1.9%	8.8%	43.60	<.0001	***	1.9%	6.2%	18.54	<.0001	***	2.7%	5.1%	4.10	0.0428	**
家賃の滞納	1.2%	6.8%	38.81	<.0001	***	1.6%	4.7%	10.73	0.0011	***	1.9%	3.7%	3.11	0.0778	*
食費困窮	2.6%	11.6%	55.35	<.0001	***	2.9%	11.1%	39.93	<.0001	***	2.6%	6.3%	9.49	0.0021	***
衣服費困窮	3.6%	13.1%	45.98	<.0001	***	3.6%	16.5%	76.45	<.0001	***	3.9%	10.1%	17.76	<.0001	***

欠けている 項目数	子どもの生活の剥奪指標 分布					
	小学5年生		中学2年生		16-17歳	
	%	累積 %	%	累積 %	%	累積 %
0	77.0	77.0	72.8	72.8	68.0	68.0
1	9.8	86.9	10.3	83.1	10.8	78.8
2	5.4	92.2	5.2	88.3	7.0	85.8
3	2.8	95.1	4.3	92.5	5.3	91.1
4	1.4	96.5	1.8	94.3	3.0	94.1
5	1.3	97.8	1.5	95.8	2.1	96.2
6	0.7	98.4	1.0	96.8	1.4	97.6
7	0.4	98.8	1.1	97.9	0.8	98.4
8	0.6	99.4	0.8	98.7	0.6	98.9
9	0.1	99.5	0.5	99.1	0.5	99.4
10	0.3	99.8	0.5	99.6	0.3	99.6
11	0.1	99.9	0.2	99.8	0.2	99.8
12	0.07	99.95	0.14	99.9	0.04	99.9
13	0.04	100.00	0.04	99.9	0.08	100.0
14	0	100.00	0.04	100.0	0	100.0
15	0	100.00	0.03	100.0	0.04	100.0
3以上	7.75		11.75		14.20	

図1 子どもの生活の剥奪指標



欠けている項目数	小学5年生		中学2年生		16-17歳	
	%	累積 %	%	累積 %	%	累積 %
0	91.9	91.9	92.4	92.4	92.6	92.6
1	3.3	95.2	3.0	95.3	2.7	95.3
2	1.9	97.1	2.2	97.5	1.8	97.1
3	1.2	98.3	0.7	98.2	0.6	97.7
4	0.7	99.0	0.6	98.8	0.8	98.5
5	0.4	99.3	0.5	99.3	0.9	99.3
6	0.3	99.7	0.3	99.7	0.4	99.7
7	0.3	100.0	0.3	100.0	0.3	100.0
1以上	8.14		7.65		7.40	

図2 家計の逼迫指標

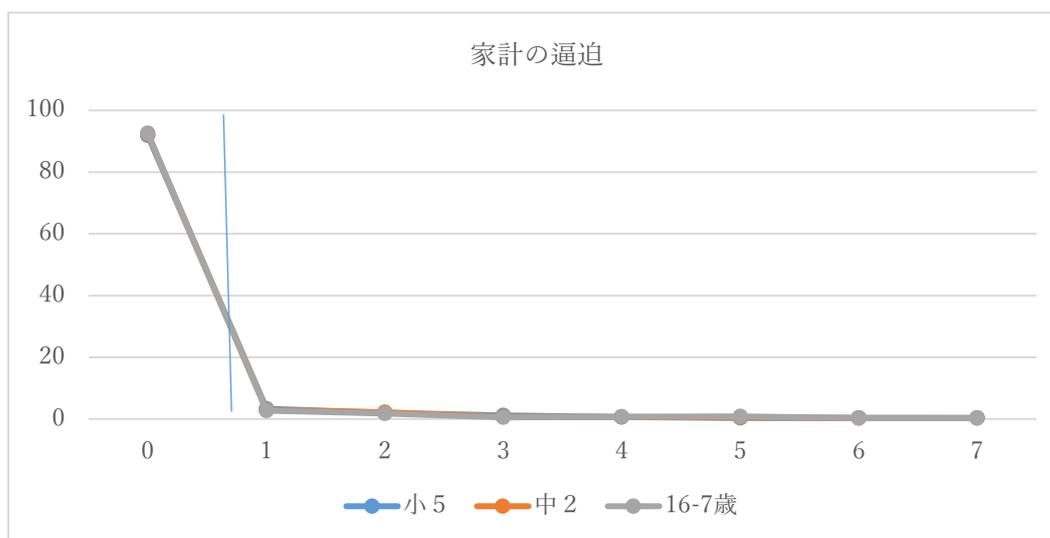


表4 アルファ係数

	小学5年生	中学2年生	16-17歳
子どもの生活・体験の剥奪指標	0.809	0.848	0.817
家計の逼迫指標	0.839	0.839	0.868

表5 3軸の子どもの割合

% of children for each axis		小学5年生	中学2年生	16-17歳
子どもの生活の剥奪		7.8%	11.8%	14.2%
家計の逼迫		8.1%	7.7%	7.4%
低所得		11.6%	11.6%	11.0%
Combinations				
3軸すべて	困窮層	1.1%	1.7%	1.3%
低所得 + 家計の逼迫		1.3%	0.6%	0.4%
低所得 + 子どもの生活の剥奪		0.6%	1.6%	1.6%
家計の逼迫 + 子どもの生活の剥奪		2.6%	3.2%	3.5%
子どもの生活の剥奪のみ	周辺層	8.4%	5.7%	7.5%
家計の逼迫のみ		3.2%	2.2%	2.3%
低所得のみ		3.4%	6.6%	7.3%
どれも当てはまらない	一般層	79.5%	78.4%	76.0%

表6 東京都「生活困難度」:子どもの割合

	小学5年生	中学2年生	16-17歳	
困窮層	5.7%	7.1%	6.9%	
周辺層	14.9%	14.5%	17.1%	
一般層	79.5%	78.4%	76.0%	

表7-1	虫歯の数：生活困難度別、所得階層別					
	所得階層		生活困難度			
	低所得層	中高所得層	困窮層	周辺層	(困窮+周辺)	一般
虫歯(小学5年生)						
0本	85.6%	81.2%	72.3%	84.2%	81.0%	86.2%
1本	6.7%	8.4%	7.8%	5.2%	5.9%	7.0%
2本以上	7.7%	10.4%	19.9%	10.6%	13.1%	6.8%
$\chi^2(p)$	3.48	0.18X	30.20	<.0001	***	3 tier
			18.79	<.0001	***	2 tier
虫歯(中学2年生)						
0本	85.0%	89.2%	76.9%	91.3%	86.6%	89.7%
1本	8.5%	4.7%	10.4%	3.8%	6.0%	4.7%
2本以上	6.5%	6.0%	12.8%	4.9%	7.4%	5.7%
$\chi^2(p)$	6.38	0.0412**	25.77	<.0001	***	3 tier
			3.59	0.1661X	X	2 tier
虫歯(16-17歳)						
0本	82.0%	85.9%	77.4%	82.4%	81.0%	87.3%
1本	5.2%	6.0%	6.9%	6.4%	6.6%	5.6%
2本以上	12.8%	8.1%	15.8%	11.2%	12.5%	7.1%
$\chi^2(p)$	5.89	0.0526*	16.97	0.002***	***	3 tier
			14.36	0.0008***	***	2 tier

表7-2	授業の理解度：生活困難度別、所得階層別					
	所得階層		生活困難度			
	低所得層	中高所得層	困窮層	周辺層	(困窮+周辺)	一般
授業の理解度(小学5年生)						
わからない	21.5%	12.4%	29.7%	19.5%	11.1%	22.3%
わかる	78.6%	87.6%	70.4%	80.5%	89.0%	77.7%
$\chi^2(p)$	16.06	<.0001***	46.35	<.0001	***	3 tier
			38.55	<.0001	***	2 tier
授業の理解度(中学2年生)						
わからない	35.6%	22.4%	51.8%	31.7%	38.3%	19.5%
わかる	64.4%	77.6%	48.2%	68.4%	61.7%	80.5%
$\chi^2(p)$	20.88	<.0001***	46.35	<.0001	***	3 tier
			73.75	<.0001	***	2 tier
授業の理解度(16-17歳)						
わからない	32.7%	31.3%	46.9%	35.7%	38.9%	29.0%
わかる	67.3%	68.7%	53.1%	64.3%	61.1%	71.0%
$\chi^2(p)$	0.19	0.6601X	22.05	<.0001	***	3 tier
			16.41	<.0001	***	2 tier

図 3-1 虫歯の数：所得階層別、生活困難度別（小学5年生）

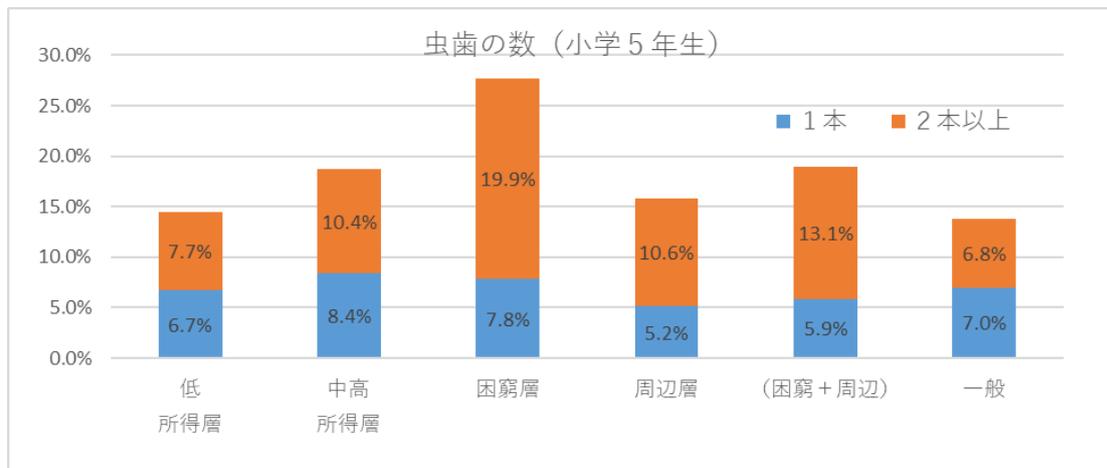


図 3-2 虫歯の数：所得階層別、生活困難度別（中学2年生）

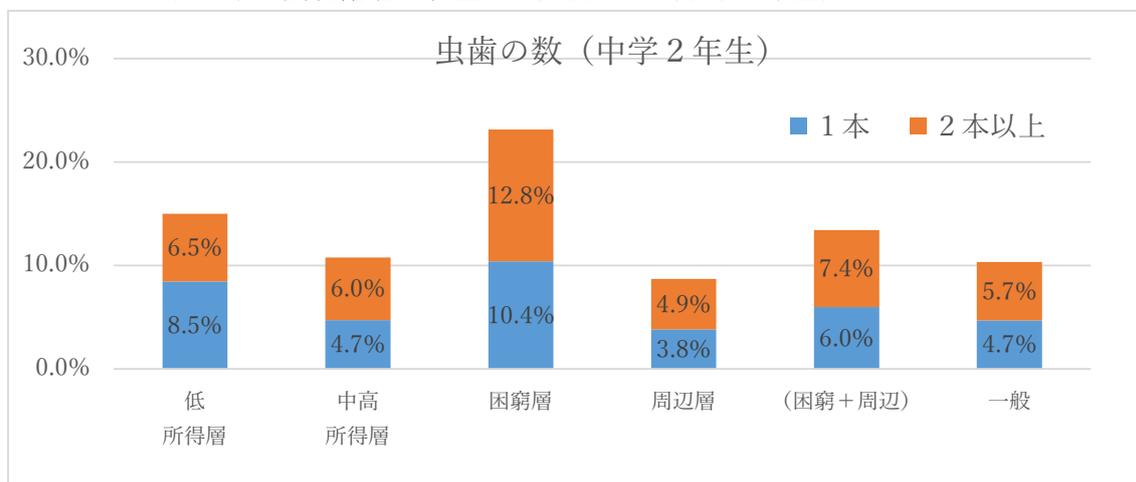


図 3-3 虫歯の数：所得階層別、生活困難度別（16-17歳）

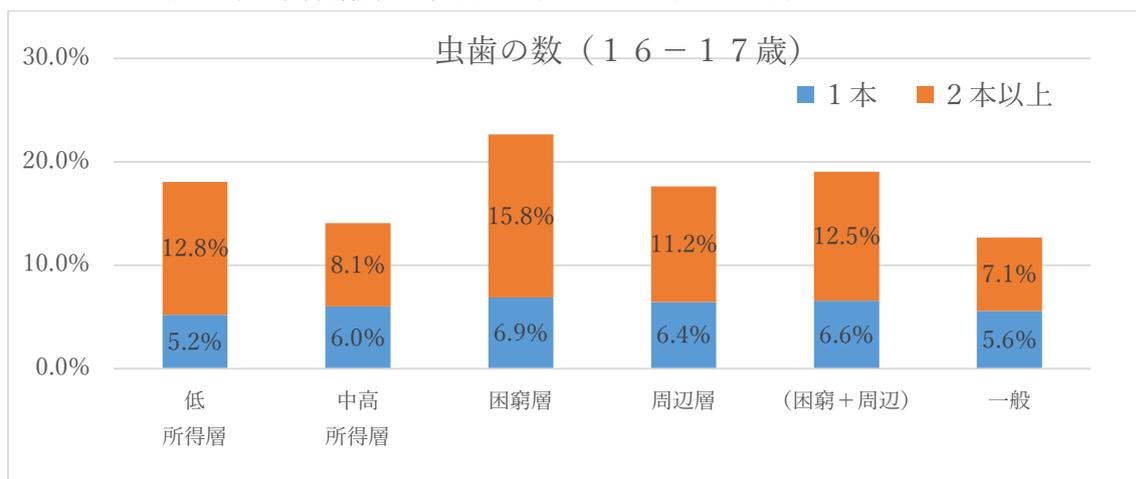


図 4-1 授業がわからない子どもの割合：所得階層別、生活困難度別（小学5年生）

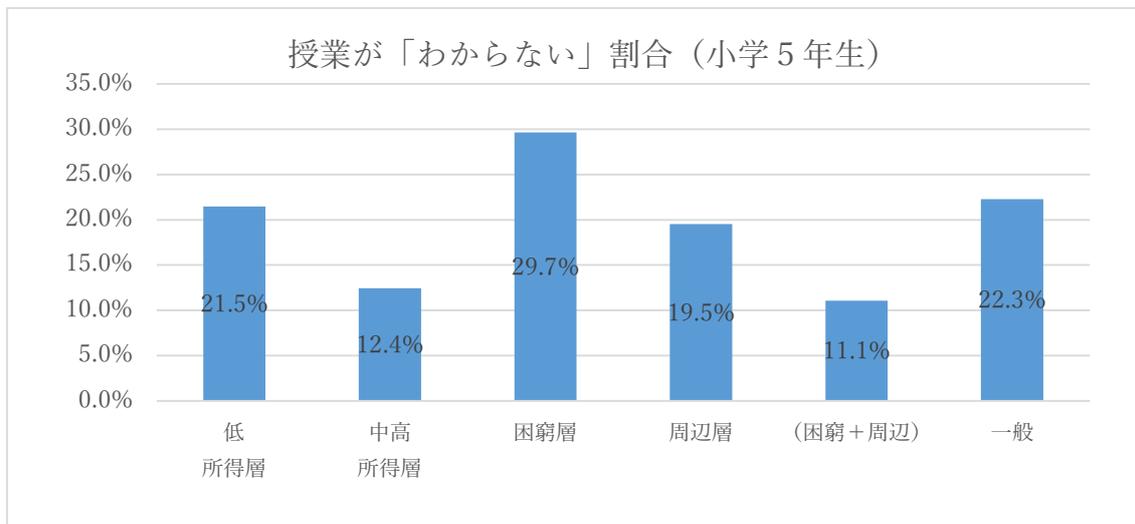


図 4-2 授業がわからない子どもの割合：所得階層別、生活困難度別（小学5年生）

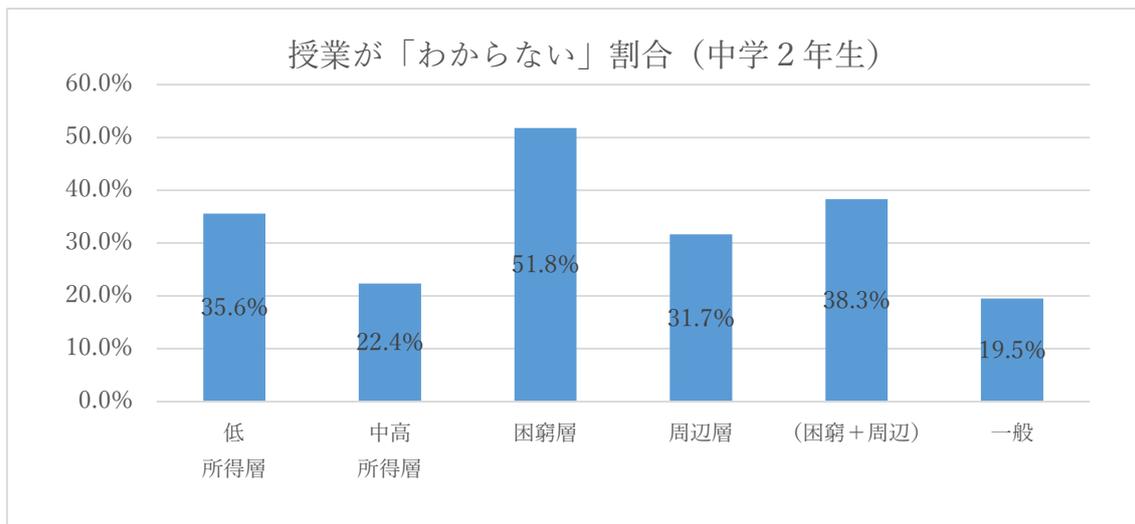


図 4-3 授業がわからない子どもの割合：所得階層別、生活困難度別（小学5年生）

